

湊川短期大学研究公正管理規程

(目的)

第1条

この規程は湊川短期大学研究活動行動規範に基づき、湊川短期大学の研究活動の公正な推進と不正行為の防止ならびに不正行為への適切な対処について、必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為の定義)

第2条

湊川短期大学研究活動行動規範に定めるとおり、研究成果を広く社会に還元するために発表することが要請されている。研究成果の発表ならびに研究費の使用にあたっては、不正行為を行ってはならない。

2 不正行為とは、研究活動または研究成果の発表の過程における、次のいずれかに該当する行為をいう。なお、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしてもそれは不正行為には当たらない。

(1) ねつ造

データ、研究結果等の偽造またはこれら偽造したものを記録、報告あるいは論文等に利用すること。

(2) 改ざん

研究資料、機器、過程の変更・変造またはこれらのデータ、結果等を用いて研究報告、論文等を作成し発表すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、手法、研究成果、論文、または用語等を当該研究者の了解もしくは適切な表示をせず流用すること。

(4) 知的所有権や知的財産権の侵害もしくはそれに抵触する行為

(5) 研究費の不正使用もしくは不正な受給（「預け金」、「カラ謝金」、「流用」、「虚偽申請」等）

(6) 論文や学会誌の原著性を損なう「二重投稿」や「不適切なオーサーシップ」など研究者倫理に反する行為

(7) その他、研究活動の公正な推進または研究者の倫理に反する行為

(体制)

第3条 本学全体を統括し、研究活動の公正な推進と不正行為の防止について研究活動不正防止委員会が統括する。

(不正行為に関する申立て)

第4条 本学の研究活動について、不正行為の事実があると思料するときには、湊川短期大学の公的研究費の管理・監査体制に関する規程の第11条に定める通報窓口に応立することができる。（公的研究費の不正使用通報窓口と兼ねる）

2 前項により申立を受けた申立受付担当者は、速やかその旨を最高管理責任者に報告しなければならない。

(申立者の責務)

第5条 前条による申立てをしようとする者（以下「申立者」という。）は、顕名により、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容を明示

し、且つ不正とする科学的合理的理由を示して申立てを行わなければならない。

(申立て等の取扱)

第6条 最高管理責任者は、前項の申立ての報告を受けたときは、その受理または不受理を決定し、その結果を申立者に通知するものとする。申立受付担当者および最高管理責任者は、申立者の氏名を他の者に開示してはならない。但し、申立者の同意を得た場合または調査に重大な支障を生じる場合は、この限りでない。申立ての意志を明示しない相談については、申立てに準じてその内容を確認・精査し、相応の理由があると認められた場合は、相談者の申立ての意志を確認し、その意志表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断により当該事案の調査を開始することができる。

(調査)

第7条 最高管理責任者が本調査を実施すると決定した日から30日以内に調査委員会を設置し、本調査を開始しなければならない。

2 委員会は、調査委員会を設置するときは申立者及び対象研修者どちらとも利害関係を有しない者を指名し、調査委員の氏名や所属を申立者および対象研究者に示すものとする。

3 これに対して異議申立てがあった場合、委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を申立者および対象研究者に通知する。調査委員会は、次の構成員によるものとする。

- (1) 委員会の委員のうち、最高管理責任者が指名する者若干名
- (2) 対象研究者と同一もしくは直近の専門領域の教員
- (3) 本学内外の当該研究分野の専門家若干名
- (4) その他最高管理責任者が必要と認める者若干名
- (5) 調査委員の半数以上は外部有識者で構成する

4 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。委員の委嘱は、最高管理責任者が行う。調査委員会は、本調査の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 申立者、対象研究者その他関係者からの証言の聴取
- (2) 実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等の精査
- (3) 研究報告の原稿または発表記録等の精査
- (4) 対象となる研究費の精査
- (5) その他適正な調査のために必要な事項

5 調査委員会は、本調査を行うにあたっては、対象研究者に書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

6 調査委員会は、関係資料の調査にあたっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合または関係資料の隠滅が行われる恐れがある場合には、対象研究者の研究室等調査事項に関連する場所の一時閉鎖または関係する機器・資料等の保全を行うことができる。

7 調査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究に係る研究費の支出を一時停止することができる。

8 調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日以内に調査を終了し、その結果を委員会に報告しなければならない。但し、公的研究費の場合は、調査報告を210日以内に配分機関に報告しなければならない。

(対象研究者の説明責任)

第8条 本調査において、対象研究者が不正行為は存在しないことを主張する場合には、自己の責任において、当該研究とその論文等の適正性を科学的に根拠を示して、説明しなければならない。この場合において、対象研究者が実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等の不存在など本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合は、不正行為があったものと見なす。

(調査への協力義務)

第9条 研究者は、調査委員会、予備調査委員会の各調査に、誠実に協力しなければならない。

(審理および認定)

第10条

委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無および程度について審理し、認定を行う。

2 委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基く虚偽のものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。

3 委員会は、前2項の認定の結果を最高管理責任者に報告するとともに、速やかに申立者および対象研究者に通知しなければならない。

(異議申立て)

第11条 対象研究者または申立者は、前条第1項または第2項の規定による認定の結果に異議があるときは、委員会に対し、異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に行なければならない。

3 第1項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者は、当該異議申立てについて、委員会に付託するものとする。

4 最高管理責任者は、付託に係る審議の結果に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果に理由を付して対象研究者または申立者に通知するものとする。

(措置)

第12条 最高管理責任者は、第10条第3項の規定による報告（前条の規定による異議申立てがあった場合は、同条第4項の審議の結果）に基づき、対象研究者に不正行為があったと認めるときは、当該不正行為の重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 対象研究者に対する懲戒処分、告訴または告発等

(2) 対象研究者に対する研究費の使用停止および返還の命令

(3) 対象研究者に対する関連論文の取下げ等の勧告

(4) その他対象研究者の研究不正行為の排除および大学の信頼性回復のために必要な措置

2 最高管理責任者は、第10条第2項の規定による報告（前条の規定による異議申立てがあった場合は、同条第4項の審議の結果）に基づき、申立てが悪意に基く虚偽のものであったと認めるときは、申立者に対し、氏名の公表や懲戒処分、告訴または告発等の適切な措置を講じなければならない。

(調査結果の公表)

第13条

最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査方法等を原則として公表するものとする。但し、第4条による申立てがなされる前に取下げられた論文等において不正行為が認められたときは、不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

(申立者等の保護)

第14条

不正行為に関する申立者および調査に協力した者は、当該申立てを行なったこと、または調査に協力したことを理由として、人事、給与その他の身分および勤務条件等に関し、不利益な取扱いを受けない。

2 申立者は、申立てを行なったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、委員会に申立てることができる。

3 最高管理責任者は、申立者が不利益な取扱いを受けたとき、または受けるおそれがあると認めるときは、その回復または防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(不正行為がなかった対象研究者の名誉回復)

第15条 最高管理責任者は、第10条第1項の規定による報告(第11条の規定による異議申立てがあった場合は、同条第4項の審議の結果)に基づき、不正行為がなかったと認めるときは、対象研究者の教育研究活動の正常化のために必要な措置をとるとともに、不正行為がなかったことを関係者に周知するなどの名誉回復のために必要な措置をとるものとする。

(秘密保持義務)

第16条

不正行為に係る申立ての処理に関わった者は、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第17条

統括管理責任者、委員会および調査委員会の委員ならびに申立受付担当者は、自らが関係する第6条による申立ての処理に関与してはならない。

(運営・管理の見直し)

第18条 最高管理責任者は、本規程の適用結果を踏まえて適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じて研究活動不正防止委員会に改善を指示するものとする。

附則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。